



平成 30 年 8 月 28 日

各 位

会社名 株式会社やまみ
代表者名 代表取締役社長 山名 清
(コード: 2820 東証 J A S D A Q)
問合せ先 取締役管理本部長 林 辰男
電話番号 0848-86-3788

新株式発行及び株式売出し 並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 28 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第二部への市場変更承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの背景と目的】

当社は創業以来、「安全」・「安心」・「美味しい」を消費者の皆様に提供することを使命とし、早くから豆腐の製造を自動化することで、加工費の低減、人の手が触れないことによる衛生面の向上や、消費期限の延長などを実現してまいりました。当社業績につきましては、他社を圧倒するスピードで事業を展開することによって、10 年前およそ 25 億円だった売上高は平成 30 年 6 月期には 104 億円まで拡大しております。

消費者や小売店のニーズに合わせた商品開発に取り組む中で、個食化が進むことを想定して考えた小分けになったお豆腐は、当社の主力商品となっております。加えて近年は加工費を下げるだけでなく、加工度を高めることにも取り組み、切れてるお豆腐や、焼き豆腐など他社にはできない技術で競争力を高めてきました。加工費の低減により、よりよい原材料にもこだわることができ、食味の良い北海道大豆を 100% 使用した北海道シリーズの発売も始めております。

当社の事業規模は年々拡大しており、現在、九州地方から中部地方に渡る商圏へ出荷を行っております。流通業の大手への寡占化がさらに加速すると予想される中で、そのサプライチェーンの一員を担う食品製造業者として、衛生面での担保を行いつつ、更なる事業規模の拡大が必要であると考えております。

今般の公募による調達資金につきましては、新工場（名称：富士山麓工場）への設備投資に全額充当する予定であります。当社は平成 30 年 7 月 20 日に公表いたしました通り、関東圏への本格的な進出のため、静岡県東部の駿東郡小山町に新たな工場用地の取得と新工場の建設を決定しており、この新工場は本社工場、関西工場を合わせたよりも広い敷地面積を有し、高速道路で首都圏まで約 1 時間、富士山麓の豊富な水源といった好条件が揃っております。

新工場においても、既存の 2 工場にてこれまで当社が取り組んでまいりました、時間当たりの製造量の向上と加工費の低減、他社にはできない技術で商品の付加価値を高めることによって、お客様に価値ある商品を、手ごろな価格で提供できるものと考えております。加えて、新工場は、本社工場及び関西工場でも取得しました FSSC22000（食品の安全管理に関する国際規格）に適合すべく新規に建設し、

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

管理・運営していくため、衛生面でもより高いレベルを実現した、安全で安心な商品を提供できる最新工場となります。これらの新工場における取り組みは、国内最大規模を有する関東圏という新たなマーケットへ本格的に参入していくにあたり、当社にとって高い競争力を生む源泉となるものと考えております。当社は長期的な目標として、6,000億円程度と推定される豆腐・豆腐関連製品の市場におけるシェア10%程度を展望しており、新工場の建設はそれを目指す上で欠かすことのできない布石と位置付けており、今後も更なる成長と企業価値の向上を実現してまいります。

また、新株式発行と同時に実施する当社株主を売出人とする当社株式の売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 560,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年9月5日(水)から平成30年9月10日(月)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年9月18日(火) |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 山名 清に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 340,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 山名 清 238,000株 山名睦子 102,000株 |
| (3) 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。） |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年9月19日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 山名 清に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 135,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年9月19日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 山名 清に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、135,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成30年10月5日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年10月5日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|-------------------|------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 6,376,100株 | （平成30年8月28日現在） |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 560,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 6,936,100株 | |

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集に係る手取概算額912,000,000円については、国内最大の市場規模を有する関東地域への進出を目的として新たに建設する富士山麓工場への設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、平成31年6月期に工場建物に486,000,000円、工場建物附属設備に70,000,000円、製造設備に206,000,000円を充当し、残額を平成32年6月期に工場建物に充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社の設備投資計画については、平成30年8月28日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成30年7月31日現在）、以下のとおりとなっております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

| 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完了予定年 月 | 完成後の 増加能力 |
|--------------------|---------------|----------------|------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|------------------|
| | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | | | |
| 富士山麓工場 (静岡県駿東郡) | 豆腐等 製造販売事業 | 工場用地 | 1,252,770 | — | 自己資金及び借 入金 | 平成30年 10月 | 平成30年 10月 | — |
| | | 建物 | 900,000 | — | 増資資金、自己資 金及び借入金 | 平成30年 10月 | 平成31年 7月 | — |
| | | 排水処理設備 | 193,849 | — | 増資資金、自己資 金及び借入金 | 平成30年 10月 | 平成31年 7月 | — |
| | | LNGサテラ イト設備 | 85,000 | — | 自己資金及び借 入金 | 平成30年 10月 | 平成31年 7月 | — |
| | | カット豆腐ラ イン | 1,247,945 | — | 増資資金、自己資 金及び借入金 | 平成31年 7月 | 平成31年 10月 | 時間当たり 10,000個 |
| | | 厚揚げライン | 598,480 | — | 自己資金及び借 入金 | 平成31年 7月 | 平成31年 10月 | 時間当たり 13,000個 |
| 本社工場 (広島県三原市) | 豆腐等 製造販売事業 | バラエティラ イン | 762,386 | 51,705 | 自己資金及び借 入金 | 平成30年 6月 | 平成30年 9月 | 時間当たり 10,000個 |
| 関西工場 (滋賀県甲賀市) | 豆腐等 製造販売事業 | 6B豆腐ライ ン | 881,207 | 67,277 | 自己資金及び借 入金 | 平成30年 6月 | 平成30年 11月 | 時間当たり 10,000個 |

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

当社は平成28年5月13日及び平成28年5月27日の取締役会決議における公募及び第三者割当による新規株式発行による募集を行い1,258,872千円の資金調達をし、その調達資金の使途の一つとして本社工場における新製品であるおから、白和えの製造設備を予定しておりましたが、当該設備計画の中止に伴い、下記の通り資金使途を変更いたしました。

(変更前)

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|---------------------------------------|-----------|----------|
| 本社工場における新製品であるおから、白和えの製造設備 | 150,000千円 | 平成29年6月期 |
| 関西工場における製造効率化のための絹豆腐専用ライン新設に係る設備投資資金 | 114,760千円 | 平成28年6月期 |
| | 379,217千円 | 平成29年6月期 |
| 関西工場における製造量の拡大が見込まれる厚揚げラインの増強のための設備投資 | 518,400千円 | 平成29年6月期 |
| 本社工場における製造効率化のための絹豆腐専用ライン新設に係る設備投資 | 196,624千円 | 平成30年6月期 |

(注) 変更前の金額は、平成28年6月8日現在の手取概算額上限を基に算出しています。

(変更後)

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|---------------------------------------|-----------|----------|
| 関西工場における製造効率化のための絹豆腐専用ライン新設に係る設備投資資金 | 114,760千円 | 平成28年6月期 |
| | 379,217千円 | 平成29年6月期 |
| 関西工場における製造量の拡大が見込まれる厚揚げラインの増強のための設備投資 | 568,271千円 | 平成29年6月期 |
| 本社工場における製造効率化のための絹豆腐専用ライン新設に係る設備投資 | 196,624千円 | 平成30年6月期 |

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、当社の中長期的な収益性の向上に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への配当を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとして、設備投資として投入していくこととしております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

| | 平成27年6月期 | 平成28年6月期 | 平成29年6月期 | 平成30年6月期 |
|-----------------------------|---------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 1株当たり当期純利益 | 164.76円 | 148.05円 | 98.86円 | 101.47円 |
| 1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金) | 10,200円 (5,100円) | 20.00円 (5.00円) | 20.00円 (10.00円) | 20.00円 (10.00円) |
| 実績配当性向 | 15.5% | 13.5% | 20.2% | 19.7% |
| 自己資本当期純利益率 | 22.6% | 26.4% | 16.3% | 14.9% |
| 純資産配当率 | 9.2% | 4.6% | 3.3% | 2.9% |

- (注) 1. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。平成27年6月期及び平成28年6月期の1株当たり当期純利益、実績配当性向及び純資産配当率は当該株式分割が平成27年6月期の期首にあったものとして記載しています。なお、平成27年6月期の1株当たり年間配当金及び1株当たり中間配当金は、当該株式分割前の実績を記載しています。
2. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（貸借対照表上の純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 平成30年6月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、一般募集後の当社の発行済株式総数（6,936,100株）に対する潜在株式数の比率は1.74%となる見込みです。

ストックオプション付与の状況（平成30年8月28日現在）

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

| 決議日 | 新株式発行 予定残数 | 行使時の 払込金額 | 資本組入額 | 行使期間 |
|---------------------|---------------|--------------|-------|--|
| 平成 28 年 9 月 28 日 | 58,300 株 | 1,680 円 | 840 円 | 平成 30 年 9 月 29 日から 平成 32 年 9 月 28 日まで |
| 平成 29 年 9 月 27 日 | 62,100 株 | 1,806 円 | 903 円 | 平成 31 年 9 月 28 日から 平成 34 年 9 月 27 日まで |

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

| 年月日 | 増資額 | 増資後資本金 | 増資後資本準備金 |
|------------------|------------------------|------------|------------|
| 平成 28 年 6 月 16 日 | 有償一般募集 1,119,456 千円 | 621,378 千円 | 594,378 千円 |
| 平成 28 年 6 月 28 日 | 第三者割当増資 149,416 千円 | 696,086 千円 | 669,086 千円 |

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成 28 年 6 月期 | 平成 29 年 6 月期 | 平成 30 年 6 月期 | 平成 31 年 6 月期 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 始 値 | 1,751 円 | 1,460 円 | 1,955 円 | 2,255 円 |
| 高 値 | 1,790 円 | 2,159 円 | 4,135 円 | 2,290 円 |
| 安 値 | 1,371 円 | 1,456 円 | 1,602 円 | 1,795 円 |
| 終 値 | 1,500 円 | 1,915 円 | 2,255 円 | 2,129 円 |
| 株価収益率 | 10.1 倍 | 19.4 倍 | 22.2 倍 | — |

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成 31 年 6 月期の株価については、平成 30 年 8 月 27 日(月)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益金額(平成 30 年 6 月期の数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の財務諸表に基づいております。)で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である山名清及び山名睦子並びに当社株主である株式会社YMコーポレーション及び山名徹は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡り日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 親会社以外の支配株主及び主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 30 年 8 月 28 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主及び主要株主の異動が生じることが見込まれるものであります。

2. 主要株主及び親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

| | |
|----------|-----------|
| ① 名称 | 山名 清 |
| ② 住所 | 広島県三原市 |
| ③ 当社との関係 | 当社代表取締役社長 |

3. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

| | 属性 | 議決権の数（議決権所有割合） | | | 大株主順位 |
|--------------------------------|--------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 異動前 (平成 30 年 6 月 30 日現在) | 主要株主及び 親会社以外の 支配株主 | 9,096 個 (14.27%) | 42,016 個 (65.90%) | 51,112 個 (80.17%) | 第 3 位 |
| 異動後 | — | 6,716 個 (9.68%) | 40,996 個 (59.11%) | 47,712 個 (68.79%) | 第 3 位 |

- (注) 1. 議決権所有割合については、小数点第三位を切り捨てしております。
2. 異動前の議決権所有割合及び大株主順位は、平成 30 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 6,376,100 株から議決権を有しない株式として平成 30 年 6 月 30 日現在の単元未満株式 623 株を控除した総株主の議決権の数 63,754 個を基準に算出しております。
3. 異動後の議決権所有割合及び大株主順位は、異動前の総株主の議決権の数 63,754 個に前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」により増加する議決権の数 5,600 個を加えた総株主の議決権の数 69,354 個を基準に算出しております。

4. 異動年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日。

5. 今後の見通しについて

本異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。